

第5回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成26年10月28日(火) 14:00~16:30
会 場	芦屋市本庁舎南館4階第1委員会室
出席者	委員長 大和 三重 委 員 内山 忠一, 柴沼 元, 小林 正美, 佐野 武, 針山 大輔, 平馬 忠雄, 江尻 真由美, 鈴木 一夫, 高戸 るみ, 寺本 慎児 オブザーバー 岡本 洋明 欠席委員 宮崎 睦雄, 加納 多恵子 事務局 福祉部高齢福祉課 木野 隆・高橋 和稔・下條 純 福祉部介護保険課 奥村 享央・山本 直樹・広瀬 香・浅野 理恵子 岡本 将太・福田 友紀 福祉部地域福祉課 長岡 良徳・細井 洋海 (株)関西計画技術研究所 大内 賢人
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 議題

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画中間まとめ案について

- ・第2章(4)他計画の関係図及び第3章基本理念, 基本目標について
- ・第4章 施策の展開方向について

2 資料

事前配布資料

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめ(案)」

「参考資料 芦屋市配食サービスの実績及び近隣市の実施状況」

「質問票」

当日資料

「芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会委員名簿」

「芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会設置要綱」

「資料1」

「資料2」

「資料3」

「資料4」

「資料5」

3 開会

4 議事

(大和委員長)

前回は第7次芦屋すこやか長寿プラン2 1 中間まとめ骨子案について、活発なご意見をいただきました。ご意見を元に変更した点を中心に、今回事務局より説明をいただきたいと思います。また皆さんから活発なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思います。事務局より最初の議事、第2章(4)他計画の関係図及び第3章基本理念、基本目標についてご説明をお願いいたします。

(事務局 奥村)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン2 1 中間まとめ(案)」第1章2(4)他計画等との関係及び第3章1基本理念、2基本目標について説明。

(大和委員長)

ありがとうございます。第1章2(4)他計画等との関係及び第3章1基本理念、2基本目標についてご意見、ご質問はございますか。

(小林委員)

基本目標1の下から3行目、「保健・医療・福祉の関係機関の連携」という記載について93ページの施策の方向では、「医療・介護連携」と記載しているので、保健・医療・福祉に介護も加えた方が良いように思います。

(事務局 奥村)

はい。当然入るべきものですので、付加させていただきます。

(高戸委員)

基本理念の1行目に「超高齢化社会」、7行目に「超高齢社会」と記載してあり、基本目標2の1行目には「高齢社会」とあり、基本目標3の1行目には「超高齢社会」とありますので、読む際に言葉が整理できないように思います。

(事務局 奥村)

はい。統一させていただきます。

(大和委員長)

高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会とする定義がありますので、超高齢社会で統一されるのが良いと思います。

(事務局 奥村)

そのように統一させていただきます。

(針山委員)

基本目標3の中に、「高齢者」と「利用者」という言葉の記載がありますので、どちらかに統一した方が良いのではないかと思います。

(事務局 奥村)

基本目標3の前半部分は要支援・要介護認定を受けていない高齢者、後半部分の利用者についてはケアマネジメントを受けた方ですので、意味が異なります。

(大和委員長)

一般の高齢者とサービスの利用者で分けているということよろしいですか。

(事務局 奥村)

はい。

(内山委員)

基本目標4で、「低所得者の負担軽減等により」という部分を今回付け加えていますが、負担軽減が基本目標の「介護サービスの充実による安心基盤づくり」にどうつながるのかが分からないので教えていただきたい。

(事務局 奥村)

こちらは、前回まではありませんでした。今回の介護保険料の見直しで、公費によって低所得者の保険料を軽減する仕組みが作られる予定であることを踏まえ、利用者に対し利益となる制度を実施しているという意味で安心基盤づくりの中に加えました。違和感があるようでしたら削除を検討することも可能です。

(内山委員)

安心基盤づくりの中で、要介護認定の適正化、適切な介護給付や苦情対応体制の充実、監査体制の確立とあり、それと低所得者の負担軽減が並列していることに違和感がありましたので伺いました。加えた理由を明らかにしていただきましたので、削除した方が良いという意見ではありません。

(大和委員長)

国が示しているところを説明しておきたいというお考えなのでしょうか。

(事務局 奥村)

そうです。最終的にどのような内容にするか検討したいと思います。

(大和委員長)

他にご意見、ご質問が無いようでしたら、次の議事に移ってもよろしいでしょうか。それでは事務局より第4章施策の展開方向についてご説明をお願いいたします。

(事務局 高橋)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン2 1 中間まとめ(案)」第4章1高齢者を地域で支える環境づくりについて説明。

(事務局 木野)

「参考資料 芦屋市配食サービスの実績及び近隣市の実施状況」について説明。

(大和委員長)

ありがとうございます。それでは、第4章1及び配食サービスについてご意見・ご質問をよろしくお願いいたします。

(平馬委員)

97ページの芦屋市地域発信型ネットワークの図は、前回の縦型の図の方が見やすいと思います。この図で示していることについて簡単に説明していただきたいです。

(事務局 細井)

芦屋市地域発信型ネットワークの事務局は地域福祉課が担っています。第4章1-3芦屋市地域発信型ネットワークの充実の現状と課題に改編の概要を示しています。芦屋市地域発信型ネットワークの図の中にある地域ケアシステム検討委員会で、この図を下から上る図にするか、横に流れる図にするかということを、約1年かけて議論しました。下から上る図ですと、市民が下にいて、行政が上にいるという印象が強いのではないかという意見を踏まえ、市民と行政、関係機関が協働して進めていく為に同じ立場にいるというイメージを発信したいという思いから右から左、左から右の双方向に流れる図に改編しました。

また、小地域福祉ブロック会議はこれまで小地域ブロック連絡会という名称でしたが、何を議論する場か分かりにくいということで「福祉」という言葉を加えました。

次に、地域住民はこれまで9つの小地域ブロックに分かれて話し合ってきましたが、できるだけ地域住民の生活に即するよう、宮川、打出浜を分けて10ブロックに変更しています。

そして、中学校区福祉ネットワーク会議については、高齢者の課題だけでなく、こどもや障がい者の課題についても話し合えるように改編しています。芦屋市地域発信型ネットワークの図の中に、自立支援協議会と双方向の矢印で実務者会、要保護児童対策地域協議会と双方向の矢印で個別ケース検討会議がそれぞれありますが、これらの会議体はこども、障がい者の個別ケースについて話し合うという特徴を持っています。今回の介護保険法の改正で地域ケア会議が制度的に位置づけられる予定であることから、高齢者の課題については高齢者生活支援センターが中心となって運営する地域ケア会議で話し合っただけかと思っております。それらのこども、障がい者、高齢者の課題を併せて、中学校区福祉ネットワーク会議の中で話し合えるような会議体に作り変えたということが今回の改編の特徴です。しかしながら、このようにご説明しないことには、ご理解いただけないということも承知しておりますので、上半期の小地域福祉ブロック会議の中で社会福祉協議会が中心となって、先ほどのような変更のポイントや目的を説明しているところでございます。

(平馬委員)

概ね理解できましたが、もう少しお尋ねしたい点があります。変更前の図には全市域、生活圏域という言葉があり、地域ケアシステム検討委員会は全市域で議論をする、小地域ブロック連絡会は生活圏域で議論をするということが分かりやすかったが、今回の図に記載されていないこと、また、前は記載のある芦屋市保健福祉部関係附属機関や保健福祉部内調整会議という言葉が今回は記載されていないのは何故でしょうか。

(事務局 細井)

ご指摘いただいた点について、もう少し丁寧な説明ができるように、この部分を加筆することも可能であると思っております。この図は他の計画や高齢者向けのパンフレット等にも使用しておりますので、でき得る限り分かりやすい説明となるように発信したいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

(平馬委員)

最初に仰った、同じ立場で協同するという考えは良い考えだと思います。しかしながら、流れが分かりやすくなることも大切であると思っております。

(事務局 細井)

ありがとうございました。

(小林委員)

確認ですが、92ページの7行目の障がい者相談支援事業と障がい者基幹相談支援センターは別の機関でしょうか。

(事務局 奥村)

はい。1段階目が障がい者相談支援事業、2段階目が複雑化した案件などを取り扱う障がい者基幹相談支援センターという形で対応しており、相談窓口という意味でこちらに記載しました。障害福祉課に確認したところ、障がい者相談支援事業は相談窓口ではありませんが、事業名であるため標記する際は障がい者相談支援事業という記載にする必要があるということで、この形で表記しております。

(小林委員)

障がい者相談支援事業はどこが担っているのですか。

(事務局 奥村)

現在は芦屋ハートフル福祉公社, 三田谷治療教育院, 芦屋メンタルサポートセンター, 芦屋市社会福祉協議会の4社が共同で請け負っている事業でございます。

(小林委員)

93ページの相談窓口における連携強化のところでも, 各相談窓口が列記されているのですが, 窓口となれば先ほどの4社になるのではないのでしょうか。

(事務局 奥村)

相談を受けるだけでなく, その後の支援を含めた事業ということで, 障がい者相談支援事業という標記をすると聞いております。

(寺本部長)

近年障がい者がサービスを受けるにあたってサービス等利用計画の作成が必要となっております。その部分を担って, 相談対応しているのが障がい者相談支援事業というように意識して頂きたいと思います。こちらは事業名称にあたるということですので, 致し方ない部分かと思えます。

(小林委員)

芦屋らしい名前を考えられないのでしょうか。

(事務局 奥村)

再度, 障害福祉課と協議したいと思います。

(小林委員)

説明を聞くと分かりますが, この内容だけでは分かりにくいです。

(大和委員長)

そこだけ窓口のようではなく, 他の文言と合わないと思います。

(寺本委員)

障がい者基幹相談支援センターは保健福祉センター内にあり, 障がい者相談支援事業も保健福祉センターで実施していますが, 各事業所の場所はそれぞれ異なりますので, それも踏まえて障害福祉課と整理してはどうでしょうか。

(佐野委員)

配食サービスについては, 従来の補助は残しながら, 提供事業者を増加するというのでしょうか。

(事務局 木野)

現在検討しておりますのは, 民間の事業所が500円~600円の金額で市の配食サービスと同内容の配食サービスを提供している中, 市の補助を付けて同等の自己負担額で提供すべきかどうかという点です。市の補助は廃止し, 見守り協力事業者として配食事業所に入っただいて, 今まで市の補助で行っていた安否確認等のサービスをお願いすることを考えているところです。

(佐野委員)

配食サービス事業者は, 主体となる事業所が変わったり, 新しくできたり廃止したりと不安定なところがあると思いますので, 最近どこが美味しいとか, どこが変わったという情報を, ケアマネージャーが収集してサービスを提供していると思います。市の配食サービスは, 祝日の利用や昼食と夕食の利用がしづらいという点がありますが, 特に安否確認については安定感のあるサービスとして利用されていると思います。高くても良いから好みの味が食べたい方は他の事業所に流れ, 利用希望者は減っていると思いますが, 安否確認の必要なケースについては現在も市の配食サービスを利用していると思います。今後この部分が他の事業者になると, どのような仕組みになるのでしょうか。

(事務局 木野)

何社か確認したところ、手渡しで安否確認をしたり、契約する際に緊急連絡先を確認しているようです。その点から、代替可能であると考えています。

(佐野委員)

それは登録制にされるのでしょうか。

(事務局 木野)

地域見守りネット事業としての登録をお願いすることを考えています。

(大和委員長)

ということは、登録されないところもありますか。

(事務局 木野)

はい。登録されないところもあると思いますが、協力をお願いします。

(大和委員長)

懸念されているのは、民間事業所に変えて、安否確認や見守りの部分が担保されるのかどうかというところだと思います。

(事務局 木野)

今後登録制にする場合は、リスト等を作成し、安否確認ができる事業所の御案内をさせていただきたいと思っております。安否確認の点は問題ないと考えます。

(佐野委員)

既存の事業はなくなるということでしょうか。

(事務局 木野)

補助がなくなるということです。配食サービス自体は、事業者の意思があれば継続可能です。地域見守り事業者として登録していただくことになります。

(内山委員)

安否確認について、本当に担保できますか。市の配食サービス提供業者の芦屋ハートフル福祉公社では、不在時はお弁当を持ち帰って再度連絡しており、この方法であれば安否確認ができると思います。しかし、通常の業者はそこまでしないと思います。不在時は玄関先のクーラーボックスにお弁当を入れるだけという様子を見かけますが、それで食の安心が担保できるのかが気になります。元来配食サービスは、安否確認を兼ねることを前提に開始し、市から補助していると思います。配食サービスの提供先についても、現在は市が関与していると思いますが、今後は関与しなくなるということでしょうか。

(事務局 木野)

確かに、個人と事業所間での契約になりますが、地域の見守り事業者として、何かあった時には高齢者生活支援センター、社会福祉協議会へ連絡をいただきます。ご指摘のあったように、不在時にクーラーボックスを使用される業者もあります。ヒヤリングをしたところ、基本は手渡しとしており、事前に出かける等の連絡があった際にはクーラーボックスを使用し、また不在時は緊急連絡先に連絡していると聞いています。

(内山委員)

安否確認は大事なところですので、積極的に運営してください。

(大和委員長)

ご質問がないようでしたら、次の議題に移ります。第4章2節について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局 高橋)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめ(案)」第4章2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくりについて説明。

(大和委員長)

第4章2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくりについて、ご意見・ご質問があればよろしく願いいたします。

(内山委員)

115 ページに「全庁的な生きがい推進体制の充実」という施策の方向があり、「高齢者の生きがいづくり事業を行っている部署との意見交換や推進体制を検討します」という記載があります。前回の計画にも同様に記載されていますが、庁内での推進体制の検討はされてきているのですか。

(寺本委員)

推進体制については前回の計画でも挙げておりました、この間に議会等でも意見や質問を受けています。例えば、他市で実施している介護支援ボランティア制度が生きがいづくりにつながるのではないかという意見もいただいています。また、芦屋市総合計画の効果と見直しをしている中で、高齢化率が上昇していることを踏まえ、今後は生きがいづくり、楽しみの中に就労を含めて捉えていく必要があるのではないかとということもあり、本計画の中にも挙げています。就労という新しい要素で部署横断的な対応をしていく仕組みづくりが必要になってくると思いますが、残念ながら、推進体制についてはっきりとした枠組みは決まっていません。

(大和委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

はい。

(内山委員)

115 ページに、「活動場所の充実」という施策の方向が挙っており、「老人憩の場やその他の部屋を生きがいづくりの活動場所として充実を図ります」と記載がありますが、集会所は民間に委託されており常時開いているわけではなく、管理人は用事のある時しか行かないと思います。表現をこのように言い切る形にしない方が良いように思います。

(事務局 木野)

内山委員の仰る通り、指定管理者により、管理・運営を行っておりますので、この部分の表現を少し変更したいと思います。

(大和委員長)

指定管理ですと、開ける時間帯等の要望は出せないのですか。

(事務局 木野)

要望を出せるようでしたらこのままの表記になると思いますし、難しいようでしたら表現の変更等を検討いたします。

(寺本委員)

芦屋市の集会所は、基本的に地域の方々に担っていただき指定管理をしています。その仕様については、地域の方々が地域内で調整したり、行政と協働して決めていますので、高齢者の居場所という視点で協議をすることは可能であると思います。全く民間の会社をお願いしているところではありません。

(大和委員長)

他にご意見・ご質問はありませんか。では、第4章3節について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局 浅野)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめ(案)」第4章3 総合的な介護予防

の推進について説明。

(大和委員長)

それでは、第4章3 総合的な介護予防の推進についてご意見・ご質問をよろしく願います。

(針山委員)

資料2の126ページに「介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた準備・検討」という施策の方向があり、「事業の担い手の発掘・育成を行います」とありますが、生活支援コーディネーターの配置のことを含めているのですか。生活支援コーディネーターの位置づけはどこに入りますか。

(事務局 奥村)

生活支援コーディネーターの位置づけについては、もちろん必要であると認識しております。記載の内容で言いますと、3つ目の「モデル事業の結果を踏まえ、実施するサービスの種類、基準、実施方法を検討します。」の中に含めて考えています。「事業の担い手の発掘・育成を行います」という項目は、市内でボランティア活動をされているグループや事業者にどのようにお声掛けしていくかということは今後話し合っていく必要があるという意味で記載しております。

(大和委員長)

生活支援コーディネーターという文言自体を入れるか入れないかについては、今後検討されるということでしょうか。

(事務局 奥村)

生活支援コーディネーターという文言は入れたいのですが、現時点でどこに配置するかといったことが決まっていない段階で、明記するのが難しいため実施方法を検討しますという部分に含めています。

(針山委員)

130ページの「介護予防ケアマネジメントの充実」という施策の方向の一つ目の項目にある「ケアマネジメントのプロセスを強化します」という文言の意味合いが分かりません。我々が言うケアマネジメントのプロセスは、認定から始まり、アセスメント、プラン作成という流れですが、これを強化するというのはどのような意味でしょうか。

(事務局 浅野)

介護予防ケアマネジメント研修の中で、現任者研修ではケアマネジメントのプロセスの確認ということまではしておらず、日ごろ立てているプランの振り返りをするといった視点で研修をしていますが、初任者研修では実際のケアプラン作成過程の詳細についても説明しています。何を重視してケアプランの作成をするのかといったことの確認を初任者研修の中でしており、引き続き実施していきたいと思っております。

(事務局 奥村)

「ケアマネジメントのプロセスを強化します」という文言を、例えばプロセスを重視する研修を実施しますというような文言に変えた方が良いでしょうか。

(針山委員)

そうですね。

(事務局 奥村)

この部分については、検討いたします。

(大和委員長)

他にご意見・ご質問はありませんか。では、第4章4節について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局 広瀬)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめ(案)」第4章4介護サービスの充実による安心基盤づくり1, 2, 3, 5, 6について説明。

(事務局 山本)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめ(案)」第4章4介護サービスの充実による安心基盤づくり4について説明。

(大和委員長)

ありがとうございます。第4章4介護サービスの充実による安心基盤づくりについてご意見・ご質問をよろしくお願いいたします。

(柴沼委員)

131ページの現状と課題で「自治会、老人会、民生委員、高齢者生活支援センター、市内居宅介護支援事業所、市職員が参加する地域での会議においても周知を行っております」とありますが、マンションの自治会に入っておられない方についてはどのようにお考えですか。

(事務局 奥村)

マンションの管理組合をどう引き込んでいくかは我々の課題です。一部の管理組合に地域発信型ネットワークの会議へ参加していただいた、というような取組が始まっておりますので今後も進めていきたいと思っております。こちらの表記は、介護保険や地域発信型ネットワークと日ごろから関係のある機関を列挙しております。マンションの管理組合という文言をこちらに記載する程、現在関係が進んでおりませんので、その点は今後の課題として進めていきます。

(鈴木委員)

44ページの災害時・緊急時の対応というところで、第6次の時には救急情報医療キットの配布を実施していたと思いますが、それに関する実績等の資料の提示が今回ないように思いました。救急情報医療キットは第7次ではどのように配布しますか、今回追加された項目はどこですか。

(事務局 木野)

救急情報医療キットは98ページの高齢者セーフティネットの整備のところ、「救急医療情報キット」の普及・啓発について継続して取組みます、と表記しています。

(鈴木委員)

今までの配布数はどれだけですか。他市は無料配布していると思いますが、今後65歳になる方への配布の手段はどうお考えですか。

(事務局 木野)

鈴木委員の仰る通り、他市では無料で配布しているところが多いのですが、芦屋市においては、東北の震災の義援金ということで1個100円いただいております。自治会や、各管理組合等の地域の団体をお願いして配布しており、地域の団体については随分行き届いているように思います。管理組合が無いマンション等もございますので、個人の方でご希望があれば、現在は社会福祉協議会が窓口となって配布しています。件数については、現在手元に資料がございませんので、次回お伝えさせていただきます。

(内山委員)

137ページ「介護保険料の軽減及び減免」という施策の方向のところ、前回配布資料には、「旧措置入所者の負担軽減」という項目がありましたが、今回の資料に記載が無いのは何故でしょうか。

(事務局 奥村)

削除する予定の箇所ではなく、抜けてしまっている可能性がありますので確認します。
(内山委員)

135ページの「情報提供、公聴の充実」という施策の方向のところで、公聴という単語が非常に難しいように思います。最近はこのような言い方をしないように思いますので言葉を調べていただきたいです。

(事務局 奥村)

はい、調べます。

(内山委員)

147ページの施策の方向「地域密着型サービスの基盤整備」のところで「弾力的な設定」という言葉が使われているのですが、この言葉も馴染みが無いように思います。言葉の意味が分かりにくいので、誤解を招かない表現に変更した方が良いと思います。

(事務局 奥村)

はい。こちらの内容につきましては、地域密着型サービスの報酬は、国が標準で定めている基準とは別に市が設定することができるので、それを行うかどうかという意味で弾力的にと表記していますが、誤解を招く可能性があるところのご指摘をいただきましたので、他の表現ができないかどうか検討させていただきます。

(大和委員長)

127ページの3-2介護保険サービスによる予防給付の現状と課題のところで、要支援の方については認定結果に対する満足度のアンケート調査結果を記載していますが、要介護の方は記載が無いようです。これは何か理由がありますか。

(事務局 奥村)

特に理由は無いです。要介護も概ね満足、不満ではない方が6割程度はいらっしゃいます。表現を合わせるようにします。

(大和委員長)

他にご意見・ご質問はありませんか。全体を通してのご質問でも結構です。

(佐野委員)

質問ですが、127ページの現状と課題のところで、「予防給付のサービス提供は、通所系のサービス提供事業所24か所を中心に行われており」とありますが、何故通所系のサービスと表記されているのでしょうか。24か所というのは、どこのことでしょうか。

(大和委員長)

少なくとも、その下の表は他のサービスも載っているようです。

(事務局 奥村)

通所系のサービスだけではないので、表現の仕方を考えます。

(佐野委員)

事例検討と記載されているのはどういう意味でしょうか。

(事務局 奥村)

事業者連絡会のことを想定して書いておりますので、事業者連絡会が実施していることを具体的に記載します。

(佐野委員)

最後の方にもう1か所通所系のサービスという記載があります。

(事務局 奥村)

こちらの2か所については、表現を変えたいと思います。

(大和委員長)

ありがとうございます。他にご質問はありませんか。

(針山委員)

参考にお伺いしたいのですが、資料5の表にある認知症対応型通所介護の実績は下がっているのでしょうか。

(事務局 広瀬)

認知症対応型通所介護の実績が減っているという現状はあります。

(針山委員)

それに関連して、74ページの芦屋市ケアマネジャー友の会の回答結果に「認知症対応型通所介護の充実」とあります。この課題が質の問題なのか、量の問題なのか分かりませんが、質の問題であれば今回の計画への反映はどのようにお考えでしょうか。

(事務局 奥村)

認知症対応型通所介護は利用者が安定しないというところがあり、利用が伸びない現状があります。量を増やしても運営が難しいのではないかとということで、今回の計画値には挙げておりません。質の向上について市としては、適正に監査を行ったりケアプラン点検を行って質を担保していくという基本的な姿勢を継続したいと思います。今後事業所数も増え、サービスの種類も増えていくので対応が難しくなっていくと思われませんが、水準を落とさないよう努めたいと思います。

(江尻委員)

認知症徘徊訓練を実施しますと記載がありますが、これは大牟田市を参考に全市で実施される予定でしょうか。芦屋市独自の取り組みでしょうか。

(事務局 奥村)

大牟田市は確かに全市で実施されていますが、それには準備が必要かと思います。徘徊模擬訓練をしてみたいという自治会がごございますので、まずはそこでの取り組みから、課題や運営方法を検証して広げていきたいと思っています。

(小林委員)

緊急・災害時要援護者台帳について、地域にどのような人が、どこに住んでいるのかが分かりにくいという話が以前からあり、現状は地域の民生委員や福祉推進委員が情報を把握されていると思うのですが、その把握された情報をどのように活用するのでしょうか。例えば自治会組織の中で活用するとか、今までは個人情報の問題で難しかったと思いますが、豊岡市では市独自の条例を作って個人情報を共有する動きがあると思います。そういった動きは芦屋市ではないのでしょうか。市独自の条例を作らなくても、今ある活動の中で把握ができているということでしょうか。

(事務局 木野)

1点目の緊急・災害時要援護者台帳についてお答えしたいと思います。豊岡市では条例を作っているということですが、芦屋市では今のところ、防災安全課と地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課と、要援護者の方と関わる部署で協議をいたしまして、条例を作るのではなく情報を共有しようという方向で協議を進めているところです。自治会等に温度差がある中、どういう形で情報共有を進めていけばいいのか検討しております。庁内では個人情報に関する申請をして、情報を共有しています。

(小林委員)

もう1点伺います。在宅重視の流れの中で、今後は市独自の権限の地域密着型の施設を除き、施設が増えることは難しいと思います。その中で施設で生活している人は実質どのくらいいて、在宅で生活している人は実質どのくらいいるのでしょうか。サービスの整備量は十分網羅しており、適正な給付管理をされているのでしょうか。その点に関

して、今回の計画策定での方向性はどのようでしょうか。

(事務局 奥村)

待機者は600人を超えている状況です。平成24・25年は550～560人で大きく増加していませんでしたが、平成26年度は増加しています。平成25～26年度の間特別養護老人ホームが2つ増えていますので、施設が増えても待機者の減少には直接的に影響せず、むしろ需要を喚起してしまっているように思います。国の方針だけではなく、芦屋市は面積が大きな市ではなく、土地の価格も高価ですから、施設を建てるとそれだけ利用料にも反映するというような芦屋市の特性も踏まえた上で、需要を十分満たす程の施設を建てるのは難しいと思います。在宅サービスを充実させる方向で考えています。充足しているか不足しているかについては、十分足りているというようには断言できませんが、今後は川西町に一つ建設中の施設があり、また148ページに記載の市営住宅大規模建設事業地における地域密着型サービスを含めた福祉施設の設置により、在宅を支えるサービスをそこに入れていこうと考えています。在宅サービスについても充足しているものと不足しているものがあり、今まで順調に事業者が増えている通所介護や訪問介護については充足しており、128ページの表の計画値と実績の比較でこれらのサービスは計画値を上回った利用があります。不足している可能性としては医療系サービスが考えられます。佐野委員が立ち上げていただく定期巡回・随時対応型訪問介護看護のようなサービスを徐々に進めていく必要があると思います。計画の中では、先ほどの市営住宅大規模建設事業地のところに定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを導入予定です。このサービスは参入が難しいと言われておりますので、課題はあると思いますが、進めていく予定です。

(小林委員)

居宅サービスを利用する人数はこの3年間で増加していますが、利用者のニーズが増えているのか、事業者が増えて利用者も合わせて増えているのかが分かりません。

(事務局 奥村)

要支援・要介護認定者数が徐々に増えておりますので、ニーズの増加に合わせて事業所が供給されていると考えます。

(小林委員)

各事業所の規模が拡大してニーズを賄えているということは考えられますが、居宅サービスは施設のように一つ事業所が増えたから何人利用者が増えるという単純計算ができません。今後居宅サービスの事業所数をどのように管理されていくのでしょうか。高齢者数の増加に伴い認定者が増えるというのは当然ですが、それに見合った形でサービス量が増加しているのでしょうか。

(大和委員長)

利用者の方で、サービスを使いたいのに使えていない人が把握できていないのではないかとご質問でしょうか。

(小林委員)

そうです。芦屋市内に事業所数が少ない訪問看護等は手一杯で希望者がいてもサービス提供できないという声を聞きますが、その方々はどうされているのか、西宮市等でサービスを受けているのか、サービスの利用を諦めているのかということが知りたいです。

(事務局 奥村)

自身で選んでサービスを利用することができますので、市内で希望するサービスがない場合に他市で利用する可能性は高いと考えられます。サービス量が不足していて困っているということであれば直接ケアマネジャー等からお声を聞くかと思いますが、そう

いった声はあまり挙っておりません。

(小林委員)

地域密着型サービス以外のサービスは他市の事業所を選択できるので、あえて芦屋の中に事業者を呼び込むという発想は無いということでしょうか。

(事務局 奥村)

はい、そこまでは考えておりません。

(事務局 広瀬)

この数年で芦屋市の訪問介護と通所介護の事業所は着実に増えている現状です。西宮市や神戸市が近く、事業所の特色等から本人の選択で他市の事業所を選ぶ場合もあると聞いていますが、あえて呼び込むということをしなくても事業所は増えているように感じます。訪問看護については厳しいという意見も聞いておりますので、今後定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の導入により補完されるようにと考えています。

(佐野委員)

地域密着型サービスに移行する予定の事業は、管理できると思いますが、県の指定を受けている事業所は管理と言いますか、計画が立てづらいのかと思います。

(針山委員)

前回の改正で、県の指定事業所が芦屋市内に設置したいという希望がある場合は必ず照会がかかるようになっています。

(事務局 広瀬)

入居施設については照会がありますが、通所介護などは照会はありません。

(佐野委員)

訪問看護について、利用者からサービス量が不足している為、利用ができないという訴えはほとんどないということですが、通所介護等の他のサービスで代替しているケースは多くあると思います。

(事務局 奥村)

はい。

(鈴木委員)

101ページに成年後見制度について周知が不十分であると課題が挙っていましたが、計画にはどのように反映されているのですか。また103ページに第三者後見人について書かれていますが、十分足りているというお考えでしょうか。

(事務局 細井)

具体的に何をやるということまでは103ページに記載しておりませんが、少なくとも成年後見制度の周知の必要性を認識していることを明記しております。啓発等について工夫が必要ですが、今まで着手できていなかった地域に向けての権利擁護の啓発を社会福祉協議会と連携して始めており、地域の民生委員、福祉推進委員で組織する9つのブロックに対し、全て網羅できるよう前年度より活動しているところです。地域での見守りの話から権利擁護の啓発をし、その中で成年後見制度についても周知を図っております。

もう一つのご質問について、市民後見人が充足しているという認識はしておらず、というのも目標数値の設定をしておりません。芦屋市では市民後見人の養成講座ではなく、権利擁護支援者養成研修という形で実施しております。地域における権利擁護支援の担い手として、いわゆる認知症の方や、手立てが必要な高齢者を早期に発見して、適切な場所につないでいただくということを期待しております。市民後見人について継続して養成し、活動の場を拡充していこうと考えています。研修を受けていただいた後の活動

の場所という意味ではまだまだ不十分と思っていますので、拡充を図っていきたいと思います。

(大和委員長)

ありがとうございます。時間になりましたのでこれで終了します。

閉 会